

令和6年度滋賀支部保険料率について

1. 滋賀支部の令和6年度保険料率について（見込み）

○令和6年度 都道府県単位保険料率のポイント

- ・本部運営委員会において、平均保険料率10.00%維持が決定
- ・健康保険料率に反映するインセンティブ分の加算は0.01%
- ・変更時期は令和6年3月分（令和6年4月納付分）

滋賀支部の健康保険料率

9.89% （現行9.73%から+0.16%）

介護保険料率（全国一律）

1.60% （現行1.82%から▲0.22%）

- この改定による保険料負担は、令和6年3月分から健康保険料が月240円増、介護保険料が月330円減となる。
（標準報酬月額30万円の被保険者1人当たり、労使折半後）

1. 滋賀支部の令和6年度保険料率について（見込み）

（単位：％）

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.60)	保険料率 (精算反映後・インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整				
全 国	5.40	-	-	5.40	10.00	10.00	10.00
滋 賀	5.32	0.07	▲ 0.14	5.26	9.86	9.88	9.89

○上記数値は震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和6年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（注）・所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51％）、前期高齢者納付金等（3.43％）、保健事業費等（0.68％）、その他収入（▲0.02％）に係る合計の保険料率（4.60％）を加算したものである。

・保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和4年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

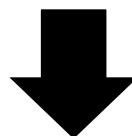
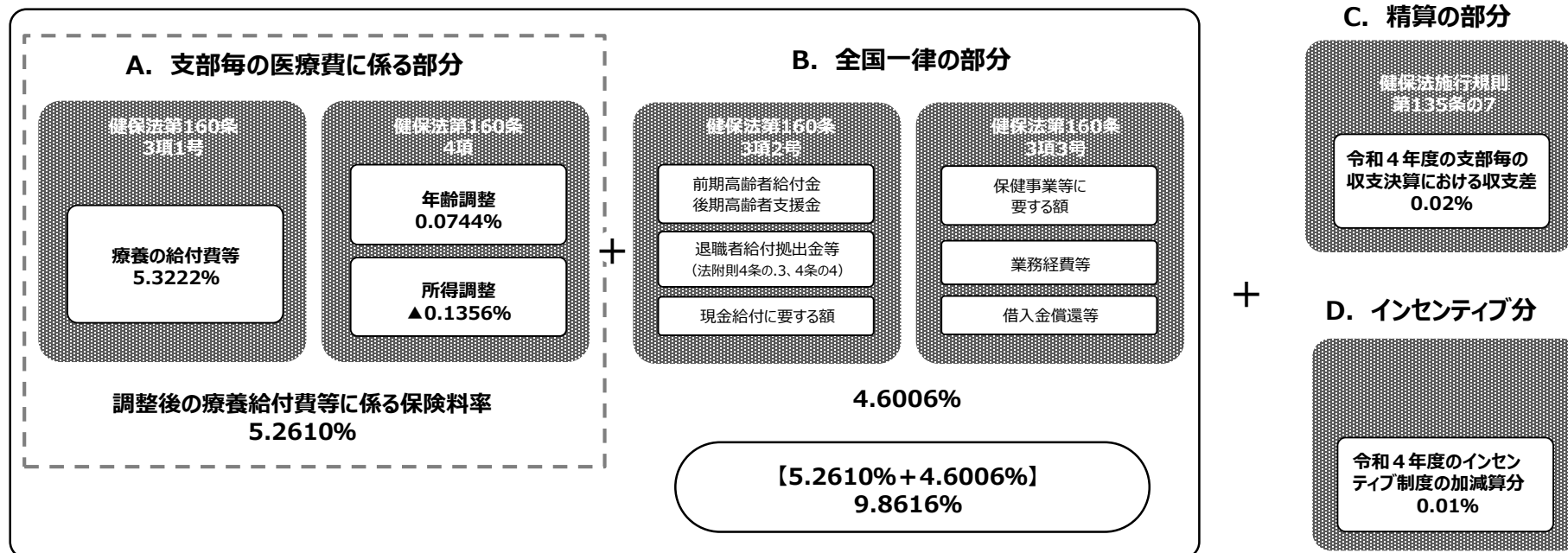
・インセンティブ制度の加算額は、令和4年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和6年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は12月4日に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料4）の「令和4年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

《参考》滋賀支部保険料率の推移

（単位：％）

	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	共通料率	所要保険料率 (a+b+共通料率)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算除く)	保険料率 (激変緩和措置後) (精算含む)	保険料率 (精算・インセンティブ反映後) (d)
		年齢調整	所得調整						
令和5年度	5.22	0.07	▲ 0.15	5.14	4.64	9.78	-	9.72	9.73
令和4年度	5.20	0.07	▲ 0.15	5.12	4.71	9.83	-	9.85	9.83
令和3年度	5.22	0.05	▲ 0.15	5.13	4.71	9.84	-	9.82	9.78
令和2年度	5.15	0.06	▲ 0.13	5.08	4.73	9.81	-	9.79	9.79
令和元年度	5.10	0.06	▲ 0.13	5.03	4.82	9.85	9.87	9.87	-
平成30年度	5.05	0.05	▲ 0.10	4.99	4.83	9.83	9.88	9.84	-
平成29年度	5.11	0.04	▲ 0.06	5.09	4.76	9.85	9.91	9.92	-
平成28年度	5.11	0.04	▲ 0.05	5.10	4.84	9.94	9.97	9.99	-
平成27年度	5.06	0.04	▲ 0.05	5.05	4.78	9.83	9.95	9.94	-

1. 滋賀支部の令和6年度保険料率について（見込み）



令和6年度滋賀支部保険料率

平均保険料率	+	共通料率 (全国一律の部分)	+	精算の部分	+	インセンティブ分
5.2610 %		4.6006 %		0.02 %		0.01 %
= 9.89% 【小数点第3位四捨五入】						

2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R4(2022)年度	R5(2023)年度		R6(2024)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R5年12月) (b)	R5-R4 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R5年12月) (c)	R6-R5 (c-b)	
収入	保険料収入	100,421	102,406	1,985	102,523	117	H24-R5年度保険料率：10.00% R6年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,456	12,874	418	11,432	▲1,442	
	その他	217	205	▲12	172	▲34	
	計	113,094	115,486	2,392	114,127	▲1,359	
支出	保険給付費	69,519	70,828	1,309	70,718	▲110	○ R6年度の単年度収支 を均衡させた場合の 保険料率：9.70%
	前期高齢者納付金	15,310	15,321	11	12,899	▲2,422	
	後期高齢者支援金	20,556	21,903	1,347	23,462	1,559	
	退職者給付拠出金	1	0	▲0	0	▲0	
	病床転換支援金	0	0	▲0	0	0	
	その他	3,388	3,507	118	3,964	458	
	計	108,774	111,560	2,785	111,044	▲516	
単年度収支差		4,319	3,926	▲393	3,083	▲843	
準備金残高		47,414	51,340	3,926	54,422	3,083	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

2. 協会けんぽの収支見込（医療分）

(1) 政府予算案を踏まえた収支見込（令和6年度）の概要

政府予算案を踏まえた令和6年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入（総額）が11.4兆円、支出（総額）が11.1兆円と見込まれ、単年度収支差は3,083億円の見込み。

① 収入の状況

収入（総額）は、令和5年度（直近見込）から1,359億円の減少となる見込み。

- 「国庫補助等」について、前期財政調整の1/3総報酬割導入に伴う国庫補助の廃止による影響等で1,442億円減少する。

② 支出の状況

支出（総額）は、令和5年度（直近見込）から516億円の減少となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加するものの、加入者数の減少や診療報酬改定の影響等により110億円減少する。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者に移行している影響等で、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期財政調整の1/3総報酬割導入による前期高齢者納付金の減少が影響し、863億円減少する。
- 「その他」について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する対応や、令和7年12月末のリース期間満了に伴う各種サーバー機器の交換等による協会事務費の増加等により、458億円増加する。

③ 収支差と準備金残高

令和6年度の「収支差」は、令和5年度（直近見込）より、843億円減少して3,083億円になる見込み。（収支均衡料率は、9.70%の見込み。）

令和6年度末時点の準備金残高は5.4兆円の見込み。

3. 協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度	備考
		決算	直近見込 (R5年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R5年12月)	
収入	保険料収入	10,174	11,546	10,242	R4年度保険料率： 1.64%
	国庫補助等	1	0	1	R5年度保険料率： 1.82%
	その他	-	-	-	R6年度保険料率： 1.60%
	計	10,175	11,546	10,243	納付金対前年度比 ⇒ ▲98
支出	介護納付金	10,494	10,793	10,695	
	その他	43	0	0	
	計	10,537	10,793	10,695	
単年度収支差		▲ 362	753	▲ 452	
準備金残高		▲ 245	508	56	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

3. 協会けんぽの収支見込（介護分）

介護保険の令和6年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和6年度は、令和5年度末に見込まれる剰余分(508億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.60%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.82%から令和6年4月以降に1.60%へ引き下げた場合の令和6年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 10,151円 (83,975円 → 73,824円) の負担減
〔月額〕 748円 (6,188円 → 5,440円) の負担減

(注1) 標準報酬月額を340,000円、賞与月額を年1.571月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和6年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。